



自転車の交通ルール

全ての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。
(令和5年4月1日道路交通法改正)



自転車安全利用 五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。

2 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認



一時停止の道路標識がある場合は、一時停止しなければなりません。

3 夜間はライトを点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつけなければなりません。



4 飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはなりません。



5 ヘルメットを着用



自転車に乗車する者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

自転車運転者講習制度

自転車運転中に危険な交通違反を3年以内に2回以上繰り返した14歳以上の者に対して都道府県公安委員会が、交通事故防止のための講習を受けるように命令します。

受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金に処せられることがあります。

【対象者】

- 14歳以上の者
- 危険な交通違反を3年以内に2回以上交通取締りを受けた者

※危険な交通違反が原因で交通事故を起こした者も、交通取締りを受けた者に含まれることがあります。



【受講命令】

講習時間：3時間
講習手数料：6,000円

受講

未受講

危険性の改善

受講命令に従わないと
5万円以下の罰金

※講習手数料は、条例の改正により変更となることがあります。

【対象となる危険な交通違反(15項目)】

- 信号無視 ● 通行禁止違反 ● 歩行者用道路における車両の義務違反 ● 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 ● 遮断踏切立入り ● 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等 ● 環状交差点安全進行義務違反等 ● 指定場所一時不停止等
- 歩道通行時の通行方法違反 ● 制動装置不良自転車運転 ● 酒酔い運転
- 安全運転義務違反 ● 妨害運転